

資 料

ソ連邦の新しい労働組合製作所・工場・現地委員会
会の権限にかんする規程

中 村 賢 二 郎

労働組合製作所・工場・現地委員会の権限にかんする規程の確認にかんするソ連邦最高
会議幹部会令

〔ソ連邦最高会議公報〕第39号（1593）1971年9月29日掲載

ソ連邦および連邦構成共和国の労働立法の基礎の採択と関連して、ソ連邦最高会議幹部
会は次のことを決定する。

1. 全連邦労働組合中央評議会の提出した労働組合製作所・工場・現地委員会の権限に
かんする規程を確認する。
2. 生産合同、コルホーズ、高等学校および各施設の労組委員会に本規程を適用する特
例は、所轄各省および各官庁の同意をえて全連邦労働組合中央評議会がこれを定め
る。
3. 次の各法令は失効したものとみなす。

労働組合製作所・工場・現地委員会の権限規程確認にかんする1958年7月15日付のソ
連邦最高会議幹部会令（ソ連邦最高会議公報，1958年，第15号，282項）

労働組合製作所・工場・現地委員会の権限規程確認のソ連邦最高会議幹部会令
の確認にかんする1958年12月25日付のソ連邦法律（ソ連邦最高会議公報，1959年，第1
号，23項）

労働者・職員の業務上傷害ないしその他健康弊害による企業・施設・組織の損害賠償
紛議の審理手続にかんする1961年10月2日付のソ連邦最高会議幹部会令第3条
（ソ連邦最高会議公報，1961年，第41号，420項）

279 ソ連邦の新しい労働組合製作所・工場・現地委員会の権限にかんする規程 — 133 —

労働組合製作所・工場・現地委員会の同意をえた管理部の発意による被解雇者の労働紛議審理手続にかんする1959年1月27日付のソ連邦最高会議幹部会決定（ソ連邦最高会議公報，1959年，第5号，53項）

ソ連邦最高会議幹部会議長

エヌ・ホドゴルヌイ

ソ連邦最高会議幹部会書記

エム・ゲオルガッセ

モスクワ，クレムリン，

1971年9月27日

労働組合製作所・工場・現地委員会の諸権限にかんする規程

第1条 当該労働組合格規にもとづき選出された労働組合製作所・工場・現地委員会は生産・労働・生活・文化の分野において企業・施設・組織の労働者・職員の諸利益を代表し，法人としての諸権利を取得する。

第2条 労働組合製作所・工場・現地委員会は総会，生産会議，協議会および労働者・職員の社会的自主活動のさまざまな型態を通して生産管理へ参加することを労働者・職員に保障する。

企業・施設・組織の管理部は労働者・職員の生産管理への参加を保障する諸条件をつくり出さねばならない。企業・施設・組織の役職員は労働者・職員の批判的意見と提案を適時に検討し，その採用した措置について彼らに通知しなければならない。

第3条 労働組合製作所・工場・現地委員会は生産計画面，新技術導入および企業・施設・組織の資本建設の計画面，住宅および文化・生活施設の建設・修理計画面ならびに集団の社会的発展計画面の作成に参加する。

第4条 労働組合製作所・工場・現地委員会は労働者・職員集団を代表して，企業・組織の管理部と労働協約を締結し，労働協約に規定された措置の適時遂行を組織的に監督し，管理部と共同して労働協約上の義務の遂行を組織する。

第5条 既定の方針にもとづいた物質的奨励フンドおよび社会・文化的措置と住宅建

設のフォンドの配分、ならびにこれらフォンドの支出予算の承認は労働組合製作所・工場・現地委員会と共同で企業、組織の管理部がおこなう。

既定の限度内での物質的奨励フォンドと社会・文化的措置および住宅建設フォンド相互間の資金の再配分は労働組合製作所・工場・現地委員会の同意をえて管理部がおこなう。

物質的奨励フォンドからの企業・組織の年間業務成績にたいする賞与およびその他の型の奨励・物質的援助や報償の金額は企業・組織の管理部が労働組合製作所・工場・現地委員会と共同で決定する。

労働組合製作所・工場・現地委員会は管理部と共同で労働者の文化・生活条件の改善や生産の完成化ならびに個別的賞与の支給や臨時的援助の供与のためにする企業フォンドからの資金利用の予算を承認する。

第6条 企業・組織フォンドおよび必需品フォンドの資金による施設建設の工事予算表、ならびに労働保護の保障と安全措施と生産衛生の作業にかんする建設工事予算表は、労働組合製作所・工場・現地委員会の同意をえて企業長、組織の指導者が承認する。

第7条 労働組合製作所・工場・現地委員会は生産計画や労働協約上の義務、労働者・職員の労働条件・物質生活的文化的サービスの組織化と改善のための措置の遂行にかんじた企業・施設・組織の指導者の報告を聴取し、指摘された欠点の除去を要求する権利をもつ。

労働組合製作所・工場・現地委員会は必要ある場合、労働協約上の義務を履行せず、官僚主義を發揮し、事務渋滞を放置し、労働立法に違反する指導的労働者の更迭もしくは処罰の問題をしかるべき機関に提起する。

企業・施設・組織の経営上の指導的役職に労働者を任命する場合、管理部は労働組合製作所・工場・現地委員会の意見を考慮しておこなう。

第8条 労働組合製作所・工場・現地委員会は生産会議を指導し、総会を開き、そこで採択した決議や労働者職員の提案の遂行を組織的に監督する。

企業・組織の管理部と共同で生産技術および経済協議会、生産先駆者会議を正規に召集する。これらの会議では企業の技術進歩および経済発展の諸問題を審議し、企業・組織・

個々の職場・部およびその他部内の各組の活動上の欠点除去の措置を検討する。

労働組合製作所・工場・現地委員会は管理部と共同で社会主義的競争、労働にたいする共産主義的姿勢のための運動を組織し、その成果をまとめ、競争の優勝者を決定し、企業・組織の先進的職場・部・班・その他部内の組の集団に優勝赤旗、賞状を授与し、賞状および賞金授与問題ならびに名誉表示板への掲示、生産先進者名誉帳への記載問題を決定し、社会主義的競争の成果を広く流布し、先進的経験を普及させる。

社会主義競争によるあらゆる賞与資金の支出は労働組合製作所・工場・現地委員会の同意をえて企業・組織の指導者がおこなう。

第9条 労働組合製作所・工場・現地委員会は発明と合理化の発展を極力助成し、採択された発明や合理化提案の適時導入にたいして監督をする。これらの合理化提案の却下にかんする労働者・職員の訴願、および採択した合理化提案や発明にたいする報償の計算方法や支払期間の問題にかんする訴願を企業・組織の管理部と共同で審議する。

第10条 労働組合製作所・工場・現地委員会は上級経営機関とソビエト機関にたいし企業・施設・組織の活動改善問題、ならびに勤労者の労働条件、物質・生活および文化上のサービス問題にかんする諸提案を持ち込む。当該機関はこれらの提案を審議し、審議の結果を労働組合製作所・工場・現地委員会に報告する義務をおう。

第11条 企業・施設・組織の内部労働管理規則は所定の手続により承認される模範規則にもとづいて、労働組合製作所・工場・現地委員会の同意をえて管理部が制定する。

第12条 労働組合製作所・工場・現地委員会の同意をえて、管理部は企業・組織に付与された権限内で次の事項をおこなう。

1. 労働の出来高払制と時間払制を定める。
2. 時間による労働の支払の場合、時間払労働者の賃率にかわって出来高払労働者の賃率や月給が適用さたる労働者の職種リストを決定する。
3. 高熱作業・重作業・有害労働条件の作業、特に困難かつ有害な労働条件の作業に従事する労働者について、これらの職種および作業の現行生産部門別模範リストに従って定められた賃率により支払われる労働者の職種・作業リストを決定する。
4. 作業の等級を定める。現行の賃率・資格便覧にしたがって労働者の等級付けをする。新しい職種の労働者の賃率の決定を便覧中にある類似の作業の特性に準じて行い、そのむね上級機関に通報する。

5. 企業・組織の利潤からなるファンドより年間活動成績にもとづいた企業と組織の労働者・職員の賞与ならびに報償支払にかんする規程を確認する。
6. 所定の手続で確認された指標にしたがって、指導者・技術労働者と職員の労働支払にかんして職場・職区・支所・農場および企業・組織内のその他の班を相当のグループに格付けし、生産規模の変化に応じてそれらのあるグループより他のグループに変更する問題を決定する。
7. 出来高ノルマ（時間ノルマ）、サービス・ノルマ、労働者・職員数の標準指数を導入し、再検討する。
8. 法の規定のある場合、普通教育の学校、職業技術学校、養成所を修了し企業および組織に入社し、また直接生産現場で研修をおえた若年労働者の低度の出来高ノルマを確認する。
9. 適当と認めた場合、労働者の兼職を許可する。また現行法にしたがって兼職による未払額を確定する。

第13条 労働組合製作所・工場・現地委員会は企業・施設・組織の管理部による労働立法、安全技術・生産衛生にかんする規則と規準の遂行、所定の労働支払条件の正規の適用ならびに労働者・職員の賃金からの税の徴収にたいする監督をおこなう。

生産目的に新しいまた改良された設備を利用導入することは、国の衛生・技術監督機関、それを利用導入しようとする企業・施設・組織の労働組合の技術監督部および労働組合製作所・工場・現地委員会の認可なしには許されない。

第14条 労働組合製作所・工場・現地委員会の同意をえて、管理部は企業・施設・組織に付与された権限の範囲内で次の事項をおこなう。

1. 労働者・職員にたいし、作業服・作業靴およびその他個人用保護用具を無料で受取る権利をあたえる作業と職種のリストを各部門別基準にもとづいて制定し、労働者・職員に所定の基準にしたがい作業用石鹸を、所定の場合に洗済と消毒済を支給する。
2. 医師の証言にしたがって、牛乳もしくはそれと同等の他の食品を受取る権利のある作業と職種のリストを制定する。
3. 生産条件により休憩・給食による作業の中断ができない作業のリスト、ならびに給食の順序と場所を定める。
4. 生産（作業）条件によって当該類型の労働者・職員の所定の1日ないし週労働時間

の順守の困難な常時操業の企業・施設・組織および個々の工場・職場・職区・部・若干の作業型態において、計算期間中の労働時間が基準労働時間数を超えないように労働者・職員の労働時間の総計制の導入を許可する。

5. 休暇付与の順番を定める。
6. 週5日労働制のさいの交替グラフを確認する。
7. 当該労働組合機関の同意をえて、労働日のノルマ未定の労働者に労働立法および各省（各共和国の各省・官庁およびその地方機関所轄下の企業・施設・組織の労働者にたいしては各連邦構成共和国の閣僚会議）の確認した労働者のノルマ未定の労働者の役職リストにしたがって追加休暇期間を定める。
8. 年令15~16才までの未成年者の採用をおこなう。
9. 法に所定する場合の兼職を許可する。

第15条 作業をおこなうさいの安全な労働条件の確保のためにはその順守が必要な諸要求が労働保護規則内でない場合、企業・施設・組織の管理部は労働組合製作所・工場・現地委員会の同意をえて安全な労働条件を確保する諸措置をおこなう。

第16条 企業・施設・組織の管理部は生産現場・建設現場での作業と活動の実施規則を規定した労働保護にかんする訓令を労働組合製作所・工場・現地委員会と共同で詳細に検討し確認する。

第17条 現行法が規定する例外的場合の時間外作業と個々の労働者・職員の休日就労は労働組合製作所・工場・現地委員会の許可ある場合にのみおこなうことができる。

第18条 ソ連邦立法の規定する場合を除き、労働組合製作所・工場・現地委員会のあらかじめの同意なしに労働者・職員を管理部の発意で企業・施設・組織より解雇することはできない。

第19条 労働組合製作所・工場・現地委員会は労働紛議委員会で両当事者の合意がえられず労働者・職員が申立をした場合と、同委員会の裁定に労働者・職員が異議申立をした場合に労働紛議を審理する。この場合労働組合製作所・工場・現地委員会は同委員会の裁定を有効とするか、もしくは取消して紛議の本質にかんする決定を下す権利をもつ。

労働組合製作所・工場・現地委員会は自己の発意もしくは検事の申立により現行法に反する委員会の裁定を取消し、紛議の本質にかんする決定をなす。

第20条 労働組合製作所・工場・現地委員会は労働者・職員が作業と関聯して不具となり、その他健康を害したためにうけた損害の企業・施設・組織による賠償にかんする管理

部の決定にたいする異議申立を審理する。

第21条 労働組合製作所・工場・現地委員会は企業・施設・組織の労働者・職員の国家社会保険を実現し社会保険の扶助金を指定し、療養所・保養所での治療、休息の家、保健観光客用施設、食事療法の給養所へのパスを労働者・職員に許与し、勤労者の子弟をピオネールのキャンプに送り、労働者・職員およびその家族の医療サービス機関を点検する。

労働組合製作所・工場・現地委員会の同意をえて、管理部は労働者・職員にたいし社会文化対策および住宅建設フォンドの資金より支出される休息の家、サナトリウム、寮、観光客用施設およびコースの利用のパスを許与する。

労働組合製作所・工場・現地委員会は管理部と共同で労働者・職員およびその家族の年金指定に必要な文書を用意し、年金指定にさいしそれを付与し、身体障害者の就職斡旋の問題を解決し、その代表者を通じて社会保障機関による労働者・職員の年金指定に参加する。

労働組合製作所・工場・現地委員会は企業・施設・組織の社会保険料の適時支払いを監督し、必要な場合には所定の手続により保険料の確実な徴収をおこなう。労働者・職員の労働障害または職業病が管理部の労働保護あるいは安全技術規定違反の結果であると労働組合製作所・工場・現地委員会が認定した場合、同委員会はこの労働障害または職業病による一時的労働能力喪失の扶助金支払いの経費を企業・施設・組織が確実な方法で国家社会保険予算に補償するよう管理部を義務付ける決定をする。

第22条 労働組合製作所・工場・現地委員会は住宅と文化・生活建設計画の遂行を点検し、住宅資金と公営生活企業の運用を監督する。労働組合委員会の代表者は企業・施設・組織の労働者・職員の居住用に予定された住宅、ならびに彼らの文化・生活上の要求に奉仕するため建設された建物・営造物の運用受入委員会に委員の資格で参加する。

第23条 住宅を国営・協同組合および公共機関の家に提供するのは勤労者代議員ソビエト執行委員会の確認する管理部と労働組合製作所・工場・現地委員会の共同決議によってなされる。社会・文化対策と住宅建設のフォンド、企業フォンド、日用品フォンドの資金およびその他の法により住宅建設に使うる企業資金で建設されたあらゆる住居には、企業管理部と労働組合製作所・工場・現地委員会の共同決議で確認されたリストにもとづいて入居させ、勤労者代議員ソビエト執行委員会にしかるべく通報する。

第24条 労働組合製作所・工場・現地委員会は企業・施設・組織の管理部と共同して、法により規定された婦人の特典や特権の順守、その保健、婦人の労働条件や生活条件の改

285 ソ連邦の新しい労働組合製作所・工場・現地委員会の権限にかんする規程 — 139 —

善と健全化の諸措置をおこなう。

第25条 企業・施設・組織の労働組合製作所・工場・現地委員会と管理部は青年労働者・職員の賞与、その住居と寄宿舎の配分、未成年者の労働保護、青年者の解雇、当該企業・施設および組織のコムソモール委員会の代表者の参加する文化・大衆およびスポーツ活動の発展のための資金運用の諸問題を審議する。

第26条 中央集権的方式で企業に配分された住宅建設用資金の一部を就学前児童施設の建設に利用することは労働組合製作所・工場・現地委員会との共同決議にもとづいて管理部がおこなう。

第27条 労働組合製作所・工場・現地委員会は企業・施設・組織の労働者・職員にサービスをする国営および協同組合経営の商業と社会給養の企業の業務にたいし社会的監督をおこなう。企業・施設・組織内にある食堂・軽食堂・商店・売店の食事および食料品の値上げ、ならびに営業時間は労働組合製作所・工場・現地委員会が参加してきめる。

第28条 企業・施設・組織は労働組合製作所・工場・現地委員会に無料で同委員会自体の活動や労働者・職員の集会の開催に必要なすべての設備・暖房・照明・清掃・守衛付きの部屋を提供する義務がある。管理部は労働組合製作所・工場・現地委員会に無料で輸送・通信手段を提供する。

企業・施設・組織の労働者・職員およびその家族の文化・教育・保健・体育およびスポーツ活動のために予定されている建物・部屋・営造物・公園・遊園地ならびにピオネール・キャンプは企業・施設・組織の資産表に記載され、労働組合製作所・工場・現地委員会の無料使用に供される。企業・施設・組織が上の目的のために借入れた建物・部屋および営造物も労働組合委員会の無料使用に供される。

本条規定の建物・部屋および営造物ならびにピオネール・キャンプの経済的維持、修繕、暖房、照明、清掃、守衛ならびに設備は企業・施設・組織の費用でおこなわれる。

企業・施設・組織が労働組合製作所・工場・現地委員会に提供した部屋のために、かつまた労働者・職員およびその家族の文化・教育、保健、体育、およびスポーツ活動をなすために購入した設備と経済的物品ならびにピオネール・キャンプ用の設備と物品のリストは、企業・組織の指導者がこの目的のために予定した資金の範囲内で労働組合委員会と共同で決定する。

企業・組織は資産表にもとづいて、企業ファンド、日用品ファンド、社会・文化対策と住宅建設のファンドおよび社会主義競争による賞与総額から企業が購入した文化・生活およびスポーツ用品を労働組合委員会とその他の社会組織に無料で支給する。

労働組合製作所・工場・現地委員会はその所管に移された建物・部屋・営造物・公園・遊園地ならびにピオネール・キャンプの適正利用を保障し、それらにふさわしい規律を設定して、労働者・職員と家族の間に文化・教育・保健・体育およびスポーツ活動を組織する。

第29条 労働組合製作所・工場・現地委員会の委員に選出されたため、企業・施設・組織の仕事から解放された労働者・職員には、その全権終了は従前の仕事（職務）が与えられる。それがない場合には、同一企業の、もしくは労務者の同意をえて他の企業・施設・組織のそれと同等な他の仕事（職務）が与えられる。

第30条 労働組合製作所・工場・現地・職場委員会委員に選出されたが自己の生産活動から解放されない労働者・職員は労働組合製作所・工場・現地委員会の事前の同意なしに他の作業に移されたり、または懲戒処分をうけることはない。またこれら委員会の議長および労組組織者は上級労働組合機関の事前の同意なしに配転・懲戒処分をうけることはない。

管理部の発意による生産活動から解放されない労働組合製作所・工場・現地委員会の議長および委員の解雇は、普通解雇手続の順守の外に、上級労働組合機関の同意のある場合のみおこなうことができる。管理部の発意による労働組合組織者の解雇は上級労働組合機関の同意ある場合のみ許される。

第31条 本規程は労働組合職場委員会の権限の範囲内において、企業の労働組合職場委員会にも適用される。

労働組合地区委員会の権限が付与される労働組合製作所・工場・現地委員会は、労働組合製作所・工場・現地委員会の権限に属する若干の権利を労働組合職場委員会に移譲できる。

以上